

総合窓口の開設について

企画部事務管理課

本市では、市民の利便性向上を図るため、住所変更手続きに係る総合窓口を開設いたします。

総合窓口では、住所変更手続き及び関連する手続きをワンストップで手続きできるため、手続きごとに担当部署の窓口へ移動する必要がなくなります。これにより来庁者の市役所滞在時間が短縮され、待ち時間の短縮、混雑解消を図ります。総合窓口付近には案内役のコンシェルジュを配置し、来庁者が迷うことなく最適な窓口へ行けるよう案内します。

また、受付時にマイナンバーカード等の公的身分証明書から手続きに必要な氏名、住所等を読み取り、申請書に反映させるため、手書きによる申請書作成の負担が軽減されます。

1 受付可能な手続き

住所変更

国民健康保険資格

福祉医療費受給資格

児童手当認定

介護保険資格

就学先確認

2 開設場所

本庁舎 本館 1 階

市民課証明書発行窓口と外国人相談窓口の間

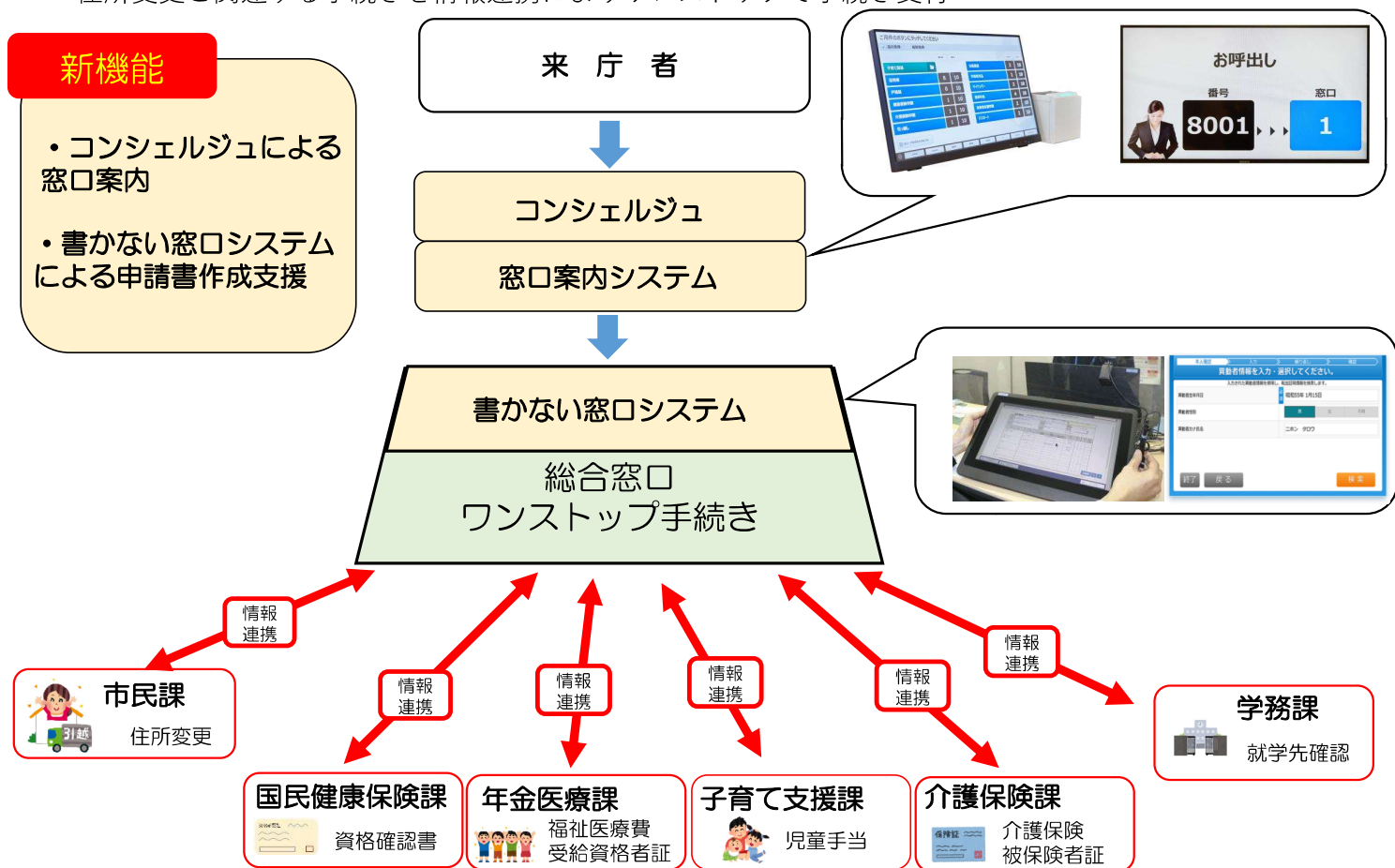
3 運用開始日

令和 7 年 1 月 6 日（月）

問い合わせ先 事務管理課 小此木 TEL0270-27-2708／5431

総合窓口のイメージ（第1フェーズ）

住所変更と関連する手続きを情報連携によりワンストップで手続き受付



1

総合窓口の流れ

